定量法　本品約3.0 gを0.001 gの桁まで量り、その数値を記録し、アセトン40mL及び水20mLを加えて溶かし、1 mol／L塩酸で滴定する（電位差滴定法）。同様の方法により空試験を行い補正する。
1 mol／L塩酸1 mL＝161.20mg$C_7H_5NO_3$

(イ)　保存の方法の基準
密閉容器に保存すること。

イ　製剤
(ア)　成分規格
本品は、L－カルニチン製造用原体に、含水無晶形酸化ケイ素を混和した粉末である。
含量　本品は、定量するとき、表示量の90～110％に相当するL－カルニチン（$C_7H_{15}NO_3$）を含む。
確認試験　L－カルニチン製造用原体の確認試験を準用する。
定量法　L－カルニチン製造用原体の定量法を準用する。

(イ)　保存の方法の基準
L－カルニチン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(38)～(158)　（略）

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 告　示

**○内閣府告示第千四百十七号**

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十八号）第二条の規定に基づき、参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件（平成二十八年内閣府告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成三十年十月一日から施行する。

平成三十年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 二　参観の認められる年齢<br>施設ごとの参観の認められる年齢は、次に掲げるとおりとする。<br>1　本館、前庭及び主庭　全ての年齢の者<br>2　和風別館　十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者を除く。） | 二　参観の認められる年齢<br>1　本館、前庭及び主庭並びに和風別館　十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者を除く。）<br>2　本館、前庭及び主庭　年齢制限なし |

三　参観料の額
次の区分による額とする。ただし、一定の期間内に限って特別に行う参観であって、次の各区分によることができないときは、別に定める額とし、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。
1　本館、前庭及び主庭
(一)　十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の生徒を除く。）　一名につき一回千五百円
(二)　十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者並びに(一)に掲げる者を除く。）　一名につき一回千円

(37)～(157)　（略）

三　参観料の額
次の区分による額とする。ただし、一定の期間内に限って特別に行う参観であって、次の各区分によることができないときは、別に定める額とし、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。
1　本館、前庭及び主庭
(一)　一般参観料
(1)　十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回千円
(2)　十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに(1)に掲げる者を除く。）　一名につき一回五百円
(3)　(1)及び(2)に掲げる者以外の者　免除
(二)　団体（二十人以上）参観料
(1)　十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回八百円